

広島市認知症地域支援推進業務 受託候補者特定基準

1 評価項目【評価点：100点満点】※地域包括支援センター設置運營業務の受託候補者として選定されたものについてのみ評価を行う。

区分	配点	評価項目	評価の観点	
実施計画	15	10	基本方針が明確に記されているか。	認知症地域支援推進員が果たすべき役割を理解した上で、基本方針が明確に記されているか。
		5	公正・中立性の確保及び認知症地域支援推進業務に関する法令遵守の方策が記されているか。	本市の行政区の区域全体を担当する職種として、公正・中立性の確保及び認知症地域支援推進業務に関する法令遵守に対する具体的な方策が立てられているか。
	25	10	医療・介護・福祉等に精通し、推進員としての業務を意欲的・建設的に実施できる職員を配置できるか。	従事予定者の認知症に関わる業務経歴、資格の取得状況、認知症関係研修の受講状況は十分か。
		10		従事予定者の推進員としての適性はあるか。(積極性、見識)
		5		法人内研修、派遣研修等を含め、認知症地域支援推進員の資質向上に向けた研修計画が具体的に記されているか。
	40	7	認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関との連絡調整業務について、具体的な実施計画となっているか。	認知症疾患医療センターや認知症サポート医等の専門医療機関との連絡調整業務を理解した上で、目標の設定や達成するための方策など、具体的な実施計画が記されているか。
		7	地域包括支援センター等に対する認知症ケアに関する技術的支援業務について、具体的な実施計画となっているか。	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、サービス事業所等に対する認知症ケアに関する技術的支援業務を理解した上で、目標の設定や達成するための方策など、具体的な実施計画が記されているか。
		7	若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援業務について、具体的な実施計画となっているか。	若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援業務を理解した上で、目標の設定や達成するための方策など、具体的な実施計画が記されているか。
		7	地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくりや地域の支援体制づくりについて、具体的な実施計画となっているか。	地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくりや地域の支援体制づくりを理解した上で、目標の設定や達成するための方策など、具体的な実施計画が記されているか。
		12	業務実施計画の実現が期待できるか。	法人又は事業所として、認知症に関する医師会を始めとした医療・介護関係者とのネットワークづくりや認知症ケアの向上、地域の認知症支援体制づくりの実績を有するなど、上記に掲げる内容の実現が期待できるか。
	20	10	委託業務を円滑かつ確実に履行できる組織体制であるか。	法人又は地域包括支援センターとして、認知症地域支援推進員の活動のバックアップや、区内の他の地域包括支援センターとの連携、医師会等関係機関との連携などに組織的に関与し、委託業務を実施する方針が具体的に示されているか。
		5		今回応募した地域包括支援センター設置運營業務の企画提案において、高い評価点を得ているか。
		5		急な職員の退職等が生じた場合においても、職員が欠員とならない具体的な方策が記されているか。(推進員として従事可能な有資格者の確保状況及び配置換えや職員募集等の代替職員の確保方法等)

2 加点点目(最大プラス5点)

評価項目	配点	評価のポイント
認知症地域支援推進業務の運営実績の有無	5	広島市において認知症地域支援推進業務の運営実績があるか。

【受託候補者の特定方法】

- (1) 審査委員は、上記の各評価項目について、配点の範囲で採点する。(1点刻み)
- (2) 出席した全審査委員の合計得点の平均値を提案者の得点とする。(小数点以下第2位を四捨五入する。)
- (3) 活動区域となる行政区の区分ごとに、最高得点を獲得した企画提案者を受託候補者として特定する。  
なお、上の1及び2の合計点が、1の満点(100点)の6割(60点)に満たない場合は受託候補者としてしない。